

電源 I 周波数調整力契約書【標準契約書】

〇〇株式会社（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）とは、平成 29 年 10 月 5 日に乙が公表した平成 29 年度電源 I 周波数調整力募集要綱（以下「募集要綱」という。）に応じて甲が落札した電源 I 周波数調整力の提供について、次のとおり契約する。

（調整力の提供）

第 1 条 甲は、乙が乙の供給区域（離島を除く。）における周波数制御および需給バランス調整等（以下「周波数調整等」という。）を実施するため、第 6 条の設備要件を満たす別紙 1 の発電設備または負荷設備（以下「契約電源等」という。）を用いて、電源 I 周波数調整力を乙に提供するものとする。

2 本契約において、電源 I 周波数調整力の提供とは、次のものをいう。

- （1）第 5 条に定める受電地点において、同条に定める電源 I 周波数調整力契約電力を、常時、契約電源等により甲が乙の指令に従い運転可能な状態で維持（以下「待機」という。）すること。
- （2）甲が乙の指令に従い、契約電源等を電源 I 周波数調整力契約電力の範囲内で運転すること。

（契約電源等の設定単位）

第 2 条 契約電源等は、次の単位で設定するものとする。

- （1）契約電源等が発電設備の場合、原則として発電機単位で設定するものとする。
- （2）契約電源等が DR を活用したものである場合、原則として乙の託送供給等約款（以下「約款」という。）にもとづいて定めた需要場所単位で設定するものとする。ただし、アグリゲーターが複数需要場所の DR を集約して電源 I 周波数調整力を提供する場合は、当該複数の需要場所をまとめて 1 契約電源等とする。

（送電上の責任分界点）

第 3 条 送電上の責任分界点は、契約電源等ごとに別紙 1 のとおりとする。

（財産分界点および管理補修）

第 4 条 財産分界点は、契約電源等ごとに別紙 1 に定めるものとし、この分界点より甲側は甲が、乙側は乙がそれぞれ管理補修の責任を負うものとする。ただし、財産分界点より甲側または乙側において、設備所有者が異なる場合、管理補修の責任は設備所有者が負うものとする。

(定格出力, 契約電力, 受電地点, 電圧, 力率, 電気方式および周波数)

第5条 契約電源等の定格出力, 電源 I 周波数調整力契約電力, 受電地点, 電圧, 力率, 電気方式および周波数は別紙 1 のとおりとする。

(設備要件)

第6条 甲は, 契約電源等について, 募集要綱に記載の設備要件を満たすものとする。

(運用要件)

第7条 甲は, 契約電源等について次の各号の運用要件を満たすものとし, 法令遵守または公衆安全確保等のやむを得ない事由がある場合を除き, 乙の指令に従うものとする。

- (1) 乙の指令から 5 分以内に出力増減が可能であること。
- (2) 甲は, 協議により第8条であらかじめ定める点検等の期間(以下「作業停止期間」という。)を除き, 乙の指令に従った運転および待機が可能であること。
- (3) 運転中の契約電源等については 1 日の中で最初の乙による指令時刻, 停止中の契約電源等については 1 日の中で最初の乙の指令による並列時刻から, 原則として, 7 時間にわたり乙の指令に応じた運転継続が可能であること。
- (4) 甲は, 契約電源等や周波数調整等機能に不具合が生じた場合, すみやかに乙に連絡のうえ, 遅滞なく復旧すること。
- (5) 甲は, 契約電源等や周波数調整等機能の不具合が解消した場合, すみやかに乙に連絡すること。
- (6) 甲は, (2) の要件を満たすため, 乙の承諾を得た場合を除き, 電源 I 周波数調整力の提供を目的に運転および待機する契約電源等の電源 I 周波数調整力契約電力を本契約の目的以外に使用しないこと。

(停止計画)

第8条 甲は, 乙が別途定める期日までに, 第14条に定める電源 I 周波数調整力の提供期間(以下「提供期間」という。)における契約電源等の停止計画の案を乙に提出し, 乙との協議により停止計画を決定するものとする。

2 甲は, 前項の停止計画の案の策定および乙との協議にあたっては, 次の各号の事項を遵守するものとする。

- (1) 停止時期は, 原則として高負荷期を除く時期に設定すること。ただし, 事前の協議により乙が高負荷期に設定することを認めた場合は, この限りではない。
- (2) 停止時期は, 法令上可能な限り検査時期の間隔をあける等して設定し,

作業停止期間の短縮に努めること。

(3) 甲は、乙が停止時期の変更を希望した場合、特別な事情がない限りこれに応じること。

(料金の算定期間)

第9条 電源Ⅰ周波数調整力の提供に係る料金の算定期間(以下「料金算定期間」という。)は、毎月1日から当該月末日までの期間とする。

(料金の算定)

第10条 基本料金は、別紙2に定める月間料金から第11条に定める停電割戻料金および第12条に定める超過停止割戻料金を差し引いた金額とする。

なお、乙の指令に従い契約電源等の運転を行なったことに伴う従量料金は、別途締結する電源Ⅱ周波数調整力契約にもとづき算定するものとする。

2 契約期間の途中で本契約が終了する場合、終了日を含む月の月間料金は、次の式により日割計算するものとする。

$$\text{月間料金} \times \frac{\text{当該月の1日から契約終了日の前日までの日数}}{\text{料金算定期間の日数}}$$

(停電割戻料金)

第11条 乙の指令の有無にかかわらず、乙の責とならない甲の電力設備の事故や当日の計画外の点検等の事由により、甲が電源Ⅰ周波数調整力の全部または一部を乙に提供できない場合(以下「停電」という。)、料金算定期間中の延べ停電時間(停電が発生翌日以降に継続する場合は当日中の停電時間に限るものとし、以下「停電割戻対象時間」という。)に応じて停電割戻料金を次項のとおり算定する。ただし、甲が、乙が定める要件を満たす代替電源等を用いて電源Ⅰ周波数調整力を提供し、乙が停電の対象としないと認めた場合、または停電を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものであると乙が認めた場合は、停電割戻料金の適用対象としないことができるものとする。

2 停電割戻料金は、次の式により算定された金額とする。

$$\begin{aligned} & \text{停電割戻料金} \\ & = \frac{\text{別紙2に定める}}{\text{年間料金}} \times \frac{\text{停電割戻対象時間}}{24 \times (\text{年度暦日数} - \text{年間停止可能日数})} \times 1.5 \end{aligned}$$

なお、停電時間は、以下の算式によって修正したうえで合計するものとし、停電時間に提供可能な電源Ⅰ周波数調整力は、あらかじめ甲が乙に申し出を行ない、乙が認めた値とする。

修正停電時間

$$= \text{停電時間} \times \frac{\left(\frac{\text{電源 I 周波数}}{\text{調整力契約電力}} - \frac{\text{停電時間に提供可能な}}{\text{電源 I 周波数調整力}} \right)}{\text{電源 I 周波数調整力契約電力}}$$

- 3 前項により算定した停電割戻料金は、当該月の月間料金から差し引くものとする。

(超過停止割戻料金)

第 12 条 乙の指令の有無にかかわらず、乙の責とならない甲の電力設備の事故や点検等の事由により、停電を生じた日数（前条に定める停電割戻料金を適用した日を除き、以下「停止日数」という。）の提供期間を通じた累計が 50 日を超過した場合は、超過した日数（以下「超過日数」という。）に応じて超過停止割戻料金を次項のとおり算定する。

なお、1 日において 24 時間に満たない停電が発生した場合においても、停止日数 1 日として算定するものとする。

ただし、甲が、乙が定める要件を満たす代替電源等を用いて電源 I 周波数調整力を提供し、乙が停電の対象としないと認めた場合、または停電を生じた理由が天変地異等やむを得ない事由によるものである場合において、甲と乙との協議により合意した期間については、超過停止割戻料金の対象としないことができるものとする。

- 2 超過停止割戻料金は、次の式により算定された金額とする。

超過停止割戻料金

$$= \text{別紙 2 に定める年間料金} \times \frac{\text{超過日数}}{\text{年度暦日数} - \text{年間停止可能日数}}$$

なお、超過停止割戻料金算定上の年間停止日数の算定に用いる計画停止日数および計画外停止日数は、以下の算式によって修正したうえで合計するものとし、停止日に提供可能な電源 I 周波数調整力は、あらかじめ甲が乙に申し出を行ない、乙が認めた値とする。

修正停止日数

$$= \text{停止日数} \times \frac{\left(\frac{\text{電源 I 周波数}}{\text{調整力契約電力}} - \frac{\text{停止日に提供可能な}}{\text{電源 I 周波数調整力}} \right)}{\text{電源 I 周波数調整力契約電力}}$$

- 3 前項により算定した超過停止割戻料金は、提供期間の最終月の月間料金から差し引くものとする。

(基本料金等の支払い)

- 第13条 第10条, 第11条および第12条により算定した基本料金に第21条に定める消費税等相当額および事業税相当額(甲の事業税課税標準が収入課税である場合に限る。)を加算した金額について, 甲は, 原則として, 当該料金算定期間の翌月10日までに請求書により乙に請求し, 乙は, 同月25日(ただし, 25日が金融機関の休業日の場合は, 翌営業日とする。)までに支払うものとする。ただし, 乙の請求書の受領が同月11日以降であった場合は, 請求書受領後15日以内(ただし, 請求書受領後15日目の日が金融機関の休業日の場合は, その翌営業日までとする。)に甲に支払うものとする。
- 2 前項の支払いが, それぞれの支払期限までに行なわれなかった場合, 乙は, 支払期限日の翌日以降支払いの日まで, 未払額から消費税等相当額および事業税相当額(甲の事業税課税標準が収入課税である場合に限る。)を差し引いた金額に対して, 年10パーセント(閏年の日を含む期間についても, 365日当たりの割合とする。)の延滞利息を甲に支払うものとする。
- 3 第11条に定める停電割戻料金および第12条に定める超過停止割戻料金の合計額が, 当該月の月間料金を上回る場合は, 甲は, その差額に消費税等相当額および事業税相当額(甲の事業税課税標準が収入課税である場合に限る。)を加算した金額を乙に支払うものとし, 当該請求および支払いならびに延滞利息については前二項に準じて行なうものとする。

(調整力の提供期間および契約の有効期間)

- 第14条 本契約にもとづく甲から乙への電源I周波数調整力の提供期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。
- 2 本契約の有効期間は, 契約締結の日から本契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までとする。

(合意による解約)

- 第15条 甲乙いずれか一方がやむを得ない事由により本契約の全部または一部の解約を希望する場合で, あらかじめ書面をもって相手方にその旨を申し出て, 相手方と誠意をもって協議し合意が得られたときは, 本契約の全部または一部を解約することができるものとする。

(契約の解除)

- 第16条 甲および乙は, 相手方が本契約に定める規定に違反した場合, 相手方に対して, 書面をもって本契約の履行を催告するものとする。
- 2 前項の催告を行なった後, 10日を経過しても相手方が本契約を履行しなかった場合, 甲および乙は, その相手方の責に帰すべき事由として, 本契約を解除することができるものとする。

3 甲または乙が、本契約に定める規定に違反し、その履行が将来にわたって客観的に不可能となった場合、または次の各号に該当する場合、甲または乙は、違反または該当した相手方に対して何らの催告を要することなく、本契約を解除することができるものとする。

- (1) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合
- (2) 強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合
- (3) 手形交換所から取引停止処分を受けた場合
- (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合

(解約または解除に伴う損害賠償)

第 17 条 本契約の解約または解除により、その責に帰すべき者の相手方に損害が発生する場合は、その責に帰すべき者は解約または解除により生ずる相手方の損害を賠償しなければならないものとする。

(契約の承継)

第 18 条 甲または乙が第三者と合併し、またはその事業の全部もしくは本契約に関する部分の全部を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に書面によりその旨を通知し、相手方の承認を受けたうえで、本契約をその承継者に承継させるものとする。

(反社会的勢力への対応)

第 19 条 甲または乙は、その役員、責任者もしくは実質的に経営権を有する者（以下「その役員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であってはならない。

2 甲または乙は、相手方が次の各号の一に該当する場合は、催告することなく本契約を解除することができるものとする。

- (1) 相手方が反社会的勢力である場合
- (2) 相手方が反社会的勢力との間に、社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- (3) 相手方の請負人もしくはその役員等（下請負が数次にわたる場合は、そのすべての下請負人もしくはその役員等を含む。以下同じ。）または本契約履行のために相手方もしくはその下請負人が使用する者が、反社会的勢力である場合または反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合で、相手方が、当該下請負人との関係をすみやかに遮断しまたは当該相手方もしくはその下請負人が使用する者を本契約履行からすみやかに排除するなど、適切な対応をとらないとき。

3 甲または乙は、自らの下請負人もしくはその役員等または本契約履行のため

自らもしくは自らの下請負人が使用する者が、前項第3号に該当することが判明した場合、相手方にすみやかに報告するものとする。

4 甲または乙が第2項により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを一切賠償する責を負わない。

(損害賠償)

第20条 第17条の定めによる場合のほか、甲または乙が、本契約の履行に際し、相手方または第三者に対し、自らの責に帰すべき事由により損害を与えた場合、甲または乙はその賠償の責を負うものとする。

(消費税等相当額および事業税相当額)

第21条 本契約において消費税等相当額とは、消費税法上の規定により課される消費税および地方税法上の規定により課される地方消費税に相当する金額をいい、本契約において事業税相当額とは、地方税法上の規定により課される事業税に相当する金額をいう。

(単位および端数処理)

第22条 本契約において、料金その他の計算における金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。ただし、前条で定める消費税等相当額および事業税相当額を加算して授受する場合は、消費税等相当額および事業税相当額が課される金額ならびに消費税等相当額および事業税相当額の単位はそれぞれ1円とし、その端数はそれぞれ切り捨てるものとする。

(運用細目)

第23条 本契約の運用上必要な細目については、別途甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(合意管轄および準拠法)

第24条 本契約に関する訴訟については、広島地方裁判所の管轄に属するものとする。

2 本契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

(秘密保持義務)

第25条 甲および乙は本契約の内容について、第三者に対して開示しないものとする。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合または電気事業法および関係法令にもとづく監督官庁等の要請に対して当該監督官庁等に提示する場合は、この限りではない。

(協議事項)

第 26 条 本契約に定めのない事項については、募集要綱、電源Ⅱ周波数調整力契約書、約款、系統運用ルールおよび本契約に付帯して交換する申合書等（以下「申合書等」という。）によるものとする。

2 本契約および申合書等により難い特別な事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上、契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ 1 通を保有する。

平成□□年□□月□□日

甲 ○○県○○市○○町○○番
○○株式会社
取締役社長 ○○ ○○

乙 広島県広島市中区小町 4 番 33 号
中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水 希茂

別紙 1. 契約電源等一覧表

事業者名	契約電源等	所在地	号機	定格出力 (kW)	電源 I 周波数 調整力契約電 力(kW)	電圧 (kV)	力率 (%)	電気方式	周波数 (Hz)	受電地点 (送電上の責任分界点・財産分界点)
□ □ 発電 株式 会社	××発電所	〇〇県〇〇市××	1号機	〇〇	〇〇	220	90	交流三相3線式	60	××線(1, 2号)引込OFケーブルのケーブルヘッド送電線側接続点
			2号機	〇〇	〇〇	220	90	交流三相3線式	60	
			3号機	〇〇	〇〇	220	90	交流三相3線式	60	
			4号機	〇〇	〇〇	220	90	交流三相3線式	60	
	〇〇〇発電所	〇〇県□□市〇〇	1号機	〇〇	〇〇	500	90	交流三相3線式	60	□□□線引込鉄構における、□□□線架線と□□□開閉所引込用ジャンパー線の接続点
			2号機	〇〇	〇〇	500	90	交流三相3線式	60	
			3号機	〇〇	〇〇	500	90	交流三相3線式	60	
	□□発電所	〇〇県□□村大字〇〇	1号機	〇〇	〇〇	500	90	交流三相3線式	60	□□発電所鉄構の電線路引留がい子取付点及び開閉器設備(G I S)の電路側端子
			2号機	〇〇	〇〇	500	90	交流三相3線式	60	

別紙2. 月間料金等一覧表

事業者名	契約電源等	所在地	号機	電源 I 周波数 調整力契約電 力(kW)	年間料金 (円)	月間料金 (4月～2月) (円)	月間料金 (3月) (円)	その他
□ □ 発電 株式 会社	××発電所	〇〇県〇〇市××	1号機					
			2号機					
			3号機					
			4号機					
	〇〇〇発電所	〇〇県□□市〇〇	1号機					
			2号機					
			3号機					
	□□発電所	〇〇県□□村大字〇〇	1号機					
			2号機					